

久米島の家系資料について(一)

小川 順 敬

- 一 はじめに
- 二 家系資料群の範囲とその整理の目論見について(以上本号)
- 三 家譜史料 一八世紀成立の家譜史料群とその検討(以下次号予定)
- 四 家系資料1 一九世紀成立の家系資料群とその検討
- 五 家系資料2 二〇世紀成立の家系資料群とその検討
- 六 その他の家系資料について
- 七 結 語

一 はじめに

本稿は、久米島の旧具志川間切、具志川村側⁽¹⁾のいくつかの集落に残される、家系資料群の成立の背景、またそうした資料群の民俗学、人類学からの取り扱いにつき、現状での見通しを得ておきたいと考えて用意し

たものである。ここで、久米島の家系資料群というのは一八世紀半ばより、現在に至るまで作成され続けられている家譜、系図類および、家系の家内備忘録などでのことを総称して、筆者が仮に呼ぶものである。この意味で、久米島の家系資料群は多様な成立背景と、記述の形式を持つものであり、これらをまとめて一様に扱うわけにはいかない。それぞれの時代に作成された家系資料は、それぞれの時代の背景に即して成立の経緯などを考察、検討しなくてはならないだろう。

こうした家系資料群の内、家譜といわれる資料は主に沖縄の歴史研究で用いられてきたが、民俗学、人類学の分野でも、主に族制研究の立場から、こうした資料を用いた研究が進んでいる。たとえば、沖縄における族制研究、門中（一族）研究における家譜史料の重要性はこれまでに指摘されてきた。琉球士族の家系史料として、継承、婚姻、養取などの具体的事例が記された家譜は族制研究の一級資料として研究の対象とされているのである。⁽²⁾

家系資料という場合、それは家の備忘録のような私的な文書と理解されるが、こと『家譜』史料に限って言えば、首里王府が家臣の士族階層の戸籍簿のような役目を持たせ作成させた信頼性の高い公文書であった。家譜には家系および家系内の各人の履歴（名前、生没年、血縁関係、叙位、任官など）が記載され、この記載内容を系図座という役所が点検をおこない、王府認定の「首里之印」という御朱印が押される。家譜に記された内容は五年ごとの仕次（継ぎ足し）があり、この際にも点検がおこなわれ、認定印がおされる。また、家譜は恒久的な士族身分の証明となったがゆえに、身分制度の永続化の役割も持つことになった。⁽³⁾

こうした、家譜史料は記載される内容から歴史資料としても価値は高く、広く利用されているが、とりわけ族制研究において重要視されてきたことにあえて説明は必要としないだろう。

だが、こうした士族の家譜史料が用いられる研究対象は当然士族社会の族制、士族門中に限られるのであつて、沖縄の民族研究が主に対象としてきた、地方の百姓門中については用いられることはない。首里、那覇以外の地方の門中で家譜を有する士族門中は、宮古、八重山に限られている。それ以外の農村においては、こうした公的家譜を持つ門中は存在していない。⁽⁴⁾

この点は、久米島についても言えるのであつて、久米島には士族門中はなく、地方役人階層であるいくつかの親族系統が家譜を所有してはいたが、それは公的な文書とは言えない。久米島家譜成立の具体的背景や個々の家譜についての検討は、次稿で詳しく論じる予定であるので、ここでは触れない。だが、久米島家譜の信憑性が疑われるという声もあるものの、その多くは族制史料として価値の高いものであるということだけここで述べておきたい。また、家譜史料は、久米島の地方役人階層の記録として親族関係そのものよりも、そこに記載されるそれぞれの役職の活動、また業績などを整理することにより、地方役人の実態を明らかにする資料として有用であるとして、歴史学からのアプローチが試みられつつある。⁽⁵⁾

いま述べてきたのは家譜史料に限定してのことであつたのだが、久米島ではこうした家譜史料群を初めとする実に様々な家系資料が存在しており、そういった資料群の取り扱いにつきある程度の見通しを得ておくことは、これらの資料を研究に利用するに先立つて必要なことと思われる。

まず、久米島の家譜史料を初めとする家系資料群についてその概略を述べ、その上でこうした資料群を取り扱う際の様々な問題点を概観しておきたい。個別資料の検討や問題点は三節以降で詳細に検討する予定である。

二 家系資料群の範囲とその整理の目論見について

久米島の家譜の成立は乾隆二四（一七五九）年のことであった。この時に旧具志川間切側では一八冊の家譜が修譜されている。久米島家譜の成立年については、いくつか現存する各『家譜』の序と、修譜のおおよその経緯について述べた『久米具志川間切系図目録帳』により明らかとなる。⁽⁶⁾これらの『家譜』は、久米島の地方役人階層（久米島では奉公人と呼ぶ）の「氏」といわれるいくつかの親族系統の特定家系の系図であった。久米島の奉公人は、島の特権階層として、農民の階層とは明確に区別されていた様である。久米島の奉公人の事情は喜舎場朝賢が「東汀随筆統編」で辛辣に紹介している。⁽⁷⁾

久米島の家譜には各世代ごとの当主の名乗り・家名・位階称号・童名・号から始まり、父名・役職（称号）・生没年、母名・生家の系統名・童名・生没年、本人の生年、室名・生家の系統名・生没年・享年・戒名、子名・家名・位階（称号）、生没年（女史の場合は嫁ぎ先の家名等）、本人の事跡・没年月日などが記述されており、族制においては、そうした親族関係に関する記載情報を整理し、他の家譜などと照合して繋ぎ合わせることによって、いくらかでもその信頼性を担保できるのではないかと思われる。こうして整理した家系に関する情報によって、久米島に見られる家の継承システムや、婚姻などの特徴を読みとることができるとであろう。⁽⁸⁾

もともと、これら家譜には一八世紀半ばに成立して以降の記載がなく、家系に關してもその時代を下限として家系情報は切れている。ところが久米島には、家譜が成立して以降に作成された実に様々な家系資料群が存在している。家譜成立後、およそ一〇〇年を経た後に、家譜に準じた家系の備忘録が作成されはじめ、

それ以降も実に様々な家系資料群が作成され続けてきている。これらの家系資料群は、単に親族関係について記述してあるものがほとんどであって、まさに家内備忘録として作成されてきたと言える。

たとえば、同治九（一八七〇）年に作成された、美濟氏という系統の本家である石垣殿内という家系の『父母記』という家系資料があるが、この家内備忘録には石垣殿内の『家譜』の記載の終わった一八世紀以降についての記録がある。『父母記』には当該家系の初代からはじめて『家譜』に記載のある各世代の情報も再整理し、『家譜』の記録の訂正、父母記に記録される各人に関する伝承なども付して、一九世紀半ばまでの家系記録が整理されたものである。

『父母記』についての説明は『家譜』との比較の上で詳細に論じなくてはならないので、次稿以降に譲るが、この石垣殿内の『父母記』成立の前後に、『家譜』を有していた他家系においても『父母記』が作成され始める。また、一八世紀半ば以降に成立した新たな分家群では『家譜』と題された家系資料が作成され始めることになる。

一九世紀半ば以降は戸籍資料が整備され始めるのであるが、やはりまた約一〇〇年後の二〇世紀半ばには、こうした家系資料を収集整理する動きが始まる。この二〇世紀の家系資料には実に様々なものがあるのだが、現状ではそのすべてにわたって把握できていないわけでもない。各家系で独自に作成された系図や、沖縄本島の系図屋、場合によってはユタなどの祈禱師によって作成されたものまで、様々な種類のものがある。

こうした、家系資料群の作成の動きを紹介していくと、久米島には、いわゆる門中化現象が見られたのではないかという疑問もわくのではないかと思うが、久米島には、管見の限りではあるが、祖先を首里士族にまで遡及し系譜関係を島外に求めることはほとんどない。そういった首里志向や系譜の遡及現象は、奉公人

の系統以外ではまれに見られるものの、奉公人階層の特定系統においては、伝説上の先祖として久米島の按司時代の仲城按司と具志川按司の二人に収斂して、それを遡ることはない。また、それ以外の奉公人系統においても、先祖が不明ながら、さりとしてそれを島外、首里士族にまで求めて先祖遡及するような運動は見あたらない。

ただし、位牌祭祀などの局面において男系血縁を強調し祀るべき系統を正していくようないわゆるシジタダシ現象はこうした家系資料にも記載があることがあり、また比較的目に付く事が多い。ただ、こうしたシジタダシ現象も、男系血縁関係の完全な貫徹まではいたらず、非常に弱いものであり、また比較的最近の家系資料にそういった記録がある場合がほとんどで、家譜史料にはシジタダシの記録は皆無と行って良いだろう。

さて、久米島では所属すべき門中を探し求める様な門中化現象はほとんど興っていない。この限りにおいては、久米島（の奉公人社会）はその内部での系統の整合性を追い求めることがあっても外部にそうした運動を波及させてこなかったと言えるだろう。⁹⁾

むしろ、いま挙げてきた久米島の家系資料群は、過去の「事実関係」にこだわりながら本来の親族関係を探求することだけに熱心なように見受けられる。位牌祭祀のルールや、祀るべき者／祀られるべき先祖が誰であるのか、また正統性を担保するためにいかなる位牌祭祀、家督継承をおこなわなくてはならないのかという問題よりも、当該家系にとって、どこに祀られている先祖を「ウガミ」の対象として認識し、その供養を怠りなく実修することのほうにより関心がある様に伺われる。こうした問題については、比較的新しい家系資料群を紹介、分析する際に詳しく報告したいと考えている。

ところで、二〇世紀半ばに成立した家系資料群のなかで、この点だけは特筆しておきたい。久米島出身の故宮城保憲氏の資料である。氏は、いま述べてきた『家譜』、『父母記』などの歴史資料や、また、二〇世紀以降に各家で作成された家系資料、また、各家系の位牌、過去帳、骨瓶の記録、また各家系に伝わる伝承などを収集整理しておられた。

故宮城保憲氏の資料は、そうした各家系に関する調査メモ、系図下書き、宮城氏自身が作成された『家譜』などであるが、筆者はそのほとんどの資料を現物、もしくはコピーで譲り受けている。この故宮城保憲氏の収集整理された資料を今後、『宮城資料』と呼ぶことにする。『宮城資料』は、その情報の確かさや、記録される系統の範囲、またその記録情報の典拠が記載されている点などからして、族制研究のための信頼性の高い資料集として用いることができると思われる。⁽¹⁰⁾

『宮城資料』は、旧具志川村側の奉公人各系統の家系に関してはそのほとんどを網羅したており、また一部旧仲里村側の奉公人系統の家系資料に関する記録もあるもので、そのすべてに亘って整理が終わっているわけではない。最近、その資料の一部を利用して、旧具志川村側の西銘集落の家系集を『西銘字誌』に系図化して掲載することになった。⁽¹¹⁾

これは数種の久米島家譜および、父母記類ほか『宮城資料』などの様々な家系資料を用いる事で可能となった。この系図は最も深い世代深度をもつ家系で約三〇〇年以上に亘り、全体で約一〇〇の家系にわたった。こうした系図資料が作成できたのも、既述してきたように久米島の家系資料が家譜以降も作成され続けられ、またそうした資料が現在に至るまで保存されていたからである。

西銘系図は、単なる資料として作成したものであり、特に族制などにつき分析を試みたものではなかった。

しかし、系図を作成するにあたって、家譜やそれ以降の家系資料を使用した際には様々な観点から記述された家系資料群の読み込みが必要になり、それぞれの家系資料の記述の特徴に留意しなければいけなかった。

それぞれの家系資料には、その作者の作成意図が有り、また記載の基準がある。また、先祖供養に関する付帯情報や、位牌祭祀に関する家訓めいた記述を伴うものもある。また、時代が新しくなるにつれ、記載される親族の範囲が、母方、妻方親族にまで及ぶ場合が多くなっていった。あるいはまた、先祖の確定に腐心し、ユタなどの祈禱師に依頼して作成した家系資料（系図）も存在する。

こうした家系資料群をもちいて一つの系図を作成する際に、データとしての有用性や信頼性をいかに担保するのが問題であったのだが、同時に個々の家系資料が意図し、主張するものが何であったのかを読み解く必要性も生じた。

それぞれの家系資料はそれぞれの成立の背景をもち、またその主張するものも異なっているはずである。なぜなら、そうした家系資料を作成し公にすること自体、自らの系統を明らかにし、自らを表現し、また何者であるかを語ることもあるからである。一八世紀の久米島家譜の作成者たちと、二〇世紀に自らの家系につき系図をまとめようとした作成者たちは、どこかに通底する思いを持っていたかもしれないが、明らかに一族のつながりを記載する方法が違っている。それは自らを如何に表現すべきかという時代背景の違いとも言える。系図に一族をいかなる範囲で記載し、いかに表現するか、その「文法」を問う必要があるといえる。⁽¹²⁾

それは、一族意識、系譜意識ということばで表現できるものかもしれない。だとすれば、久米島の一族意識、系譜意識とは何かという問題を、家系資料の変遷を追い、家系資料群そのものを対象とすることにより

考察することが可能となろう。

そのためには、こうした家系資料の作成の意図や、その親族関係の記載の範囲、また記載内容の方法などを各時代ごとに整理しておく必要があるはずである。そうした作業を経た後、族制研究での養取、婚姻などの親族慣行の特徴や変化、あるいは位牌祭祀の実態調査との比較で先祖供養の問題などもその視野に繰り込むことができるようになるのではなろうか。

たとえば、同じ親族関係について記述している時代の異なる（あるいは同時代であっても）、複数の家系資料があつた場合、無意識に、あるいは意図的に記載される親族関係を変更していることもある。しかしそうした場合であっても、“事実”と違った記述があるがゆえに、その資料価値が下がるとか、“使えない資料”という烙印を押す必要はないはずである。いかなる理由で、そうした“事実”を記述したのか、単なる“間違い”であるのか、あるいはそれは“事実の訂正”であるのか、その問題こそ明らかにすべきではなからうか。

また、記述される親族関係の範囲の問題がある。どの範囲の親族関係を記載しているのかは、それぞれの家系資料の作成者の意図によるものであつたとしても、その時代に即したあるべき“家系の範囲”に関する考え方が家系資料に反映していると考えられることもできるだろう。いかなる範囲を“家系”として記述しているのかは、家系資料の作成者と家系資料が作成された時代の一族意識の反映なのである。

もう一点、沖縄ではユタや系図屋によって新しく系図が作成される場合があるが、こうした系図には明らかにある種の虚構を内包している。王朝系統にまでその系譜がつながる場合が多い系図は信憑性に欠け、久米島でもそう多くは見ることはない。しかし、その家系資料がある種の虚構の上に成り立っていたとしても、その虚構性こそを検討の対象として問題に繰り込みつつ資料の検討を行わなくてはならないだろう。¹³⁾

家系資料という場合、もう一点挙げておかなければならない資料群が存在する。それは年忌帳、位牌、過去帳、また骨瓶に記載される個人の記録である。

こうした種類の情報は家系資料そのものとはいえず、ここに挙げることで自体に問題があるかもしれない。しかしながら、たとえば、位牌祭祀に關していえば、その祀られる範囲、祀り方などから位牌祭祀の形態に關して沖繩では調査、研究が行われてきており、家系の認識を祖先祭祀、位牌祭祀の側面から明らかにする必要性から調査対象とされてきている。

位牌祭祀は如何なる関係の人物を祀るかという、家系意識の一つの表現なのであって、文書としてまとめられている資料ではないものの、一つの家系資料として取り扱うことができるものである。

また、年忌帳は、時には家系資料と合わせて綴られている場合もある。位牌や墓を移転する際の記録帳などもあり、実に雑多な資料が存在している。こうした資料群も時代に應じて整理すべき資料であると考えている。

さて、以上久米島の家系資料群の範囲とその研究の目的について述べてきたのだが、そうした家系資料群を一つ一つ取り上げて検討を加えていくことにしたい。これは一八世紀中頃の家譜史料、一九世紀中頃の父母記資料群、ついで二〇世紀中頃の系図資料群の順に行っていくことにしたいが、この資料の具体的な検討は次稿としたい。

註

(一) 久米島には歴史的に二間切、二村が続いてきたが、平成一四年四月一日をもって合併し、久米島町となった。また

旧仲里間切、旧仲里村側の家系資料群については、いくつかの家譜史料を除きそのほとんどが未調査である。今後、早急な調査が望まれるところである。

(2) たとえば、比嘉政夫「門中」研究をめぐる諸問題」(『沖縄文化研究』一、一九七四)。同「家譜から見た門中Ⅰ—「姓」と婚姻」(『琉球大学法文学部紀要』社会学編二二号、一九七九)。同「家譜から見た門中Ⅱ—久米村における婚姻と養取慣行」(『琉球大学法文学部紀要』社会学編二三号、一九八〇)。同「沖縄の門中と村落祭祀」(三二書房、一九八二)。大胡欽一「琉球士族門中の構造」(『明治大学政経論叢』四〇巻五・六号、一九七二)。宮良高弘「八重山における一門の史的考察」(『社会と伝承』一一巻三・四号、一九六八)。同「家系から見た沖縄の社会組織」(『東洋文化』四八・四九号、一九七〇)。同「婚姻と養子縁組から見た一門制度」(『八重山文化』創刊号、一九七四)。などがある。最近では、歴史学から家譜資料を通して族制問題に言及される場合があつて、人類学からは多くはない。

(3) 「家譜」については、田名真之の研究により詳しく説明されている。田名真之「琉球家譜の成立とその意義」(『沖縄資料編纂所紀要』第四号、一九七九)。同「解説」(『那覇市史』資料編第一巻七、家譜資料三、一九八二)。同「沖縄の近世史の諸相」(ひるぎ社、一九九二)。同「琉球家譜の成立と門中」(『歴史学研究会編』系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二)など。

(4) 沖縄の民俗学、民族学研究が当初から研究の対象としてきたのはこうした、地方の親族組織研究であるが、士族と地方の農民の門中組織の問題を、「士族門中」と「百姓門中」とに区分して理解し、「士族門中」とその模倣としての「百姓門中」という理解を提示したのは小川徹である。小川徹「沖縄民俗社会における「門中」(仮説的総括)」(『日本民俗学』七四、一五頁、一九七一)。同「百姓門中における清明祭受容の一事例」(『日本民俗学』七九、一九七二)。同「近世沖縄の民俗誌」(弘文堂、一九八八)など。なお、八重山の家譜については新城敏男「八重山の家譜覚書」(『沖

縄文化研究」九、一九八二を参照。

(5) 具体的な研究を挙げることはしないが、久米島自然文化センターの館長で名桜大学の上江洲均の諸論考。また、法政大学沖縄文化研究所がおこなった久米島総合調査。近年では京都大学による久米島の総合研究が行われており、まもなく研究成果が公開される予定である。

(6) 東喜望「久米島の近世文書」〔沖縄久米島〕弘文堂、一九八二。

(7) 喜舎場朝賢「東汀隨筆統編」〔同〕琉球見聞録〕復刊、至言社、一九七七。また仲原善秀「奉公人の素性」〔沖縄文化〕二八号、一九六九、上江洲均「久米島の幕制に関する資料二題」〔沖縄県立博物館紀要〕第三号、一九七七、など。

(8) 上江洲均「久米島の家譜について」〔沖縄の家譜〕〔昭和六三年度沖縄県文化財調査報告書第九〇集 歴史資料調査報告書Ⅵ、沖縄県教育委員会、平成元年〕。また、梅木哲人「久米島の諸家家譜記事の編年」〔沖縄文化研究〕一〇、一九八三などを参照。

(9) こうした、系譜的に先祖を遡及する門中化と男系血縁関係の強化による系統の正当化の区別は、上原エリ子「民間巫者と門中化との関係をめぐる一考察——位牌祭祀上の禁忌の問題を中心に」沖縄の宗教と民俗——窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集〕（第一書房、一九八八）。笠原政治「沖縄離島社会の門中再考」〔日本民俗学〕一七八、平成元年〕はこうした門中化の二局面の区別から、これまでの沖縄の族制研究を要領よく整理していきわたりやすい。

(10) 宮城保憲氏の作成された家譜や系図は、氏独自の観点から系統を整理しているところがあり、氏作成の系図を利用する際にはこの点を理解した上でなければならぬ。この点は次稿以降、「宮城資料」に関して具体的に述べる際に検討したい。

- (11) 「西銘系図」「西銘字誌」(西銘字誌刊行会、二〇〇三年四月刊行予定)。
- (12) その意味では、筆者が作成した西銘系図にも、制作者としての制作意図があり、観点が潜んでいるといえる。
- (13) 安達義弘「沖繩の祖先崇拜と自己アイデンティティ」(九州大学出版会、二〇〇一年)は、沖繩の先祖廻り運動を動機付ける「物語祖型」を沖繩社会に提供する古典的な系図を挙げて分析し、その具体的な様相をいくつかの例を通して分析している。